

◆平成25年度分 市・県民税申告相談日程表◆

※指定日に都合が悪い場合は、都合の良い日の会場にお越しください。

月日(曜日)	受付相談地区(行政区) ※町内名とは一致しません	会場
5日(火)	粕田全区、中羽立、清水川、岩本、橋桁、白沢全区、寺ノ沢、松原、長走、陣場全区、日景温泉、矢立育成園	矢立公民館
6日(水)	本郷上、本郷下、繫沢、土目内、二井山、鳥内、十三森、大森、神山、姥沢、桜町全区、泉田、猫鼻、大森団地、花岡団地、神山社宅、西前田、長森団地、白根山団地、神山荘	花岡公民館
7日(木)	小釈迦内、向羽立、大通、中通、上通、松峰、松木全区、沼館全区	釈迦内公民館
8日(金)	板子石、日景町全区、山神台、商人留、上袋町、卸町、高館下、釈迦内中台、釈迦内雇用促進住宅	
9日(土)	獅子ヶ森全区、長面、長面袋、日鉦獅子ヶ森、二ツ森、県市公営住宅	二井田公民館 <small>(真中地区を含む)</small>
12日(火)	櫃崎、高戸谷、赤石、板沢、小袴、大披、出川、下川原、比内前田、杉沢、大子内	
13日(水)	下村、町、館、小坪川原、高村、四羽出、本宮、中台	下川沿公民館
14日(木)	餅田全区、山田渡、赤石沢、立花全区、川口全区、鳴滝、大道下、横岩、餅田団地、西大館町、隼人町	
15日(金)	上軽石野岱、羽貫谷地、上岩瀬、代野、赤川、茂屋、田の沢、谷地の平東、谷地の平緑、谷地の平西、中島、長慶荘	代田公民館 <small>(総合開発センター)</small>
16日(土)	平滝、大柳、街道脇、玉石、伊勢堂下、下岩瀬、杉子沢、赤沼、蛭沢、田茂の木、越山、羽立、長谷地、大石渡、桜岱、前田、川反	
18日(月)	比立内、大巻、長坂、長坂坂地、坂地、本郷1・2・3、みのり台	
19日(火)	赤坂下、中仕田、岩野目、大岱、李岱、深沢、大淵、大野、高岨、中谷地、深岱、新明岱、館町、上名、向館、赤坂、大野岱	
20日(水)	出口1・2・3・4・5・6、桜花、外川原、柏木、保滝沢、美杉、南町、若杉	十二所公民館
21日(木)	下町、中町、上町、上新町、別所、沢尻、葛原、猿間、浦山	
22日(金)	大町、中町、釣田、達子、大葛温泉、大谷、大葛、森越、長部、大渡夏焼、森合	
23日(土)	比内丁、馬喰町、独鉦、向田、水曲、沼田	
25日(月)	新町、市川、沢、日詰、炭谷、笹館、小新田、大原木、谷地中	比内総合支所 <small>(上川沿・十二所地区の一部を含む)</small>
26日(火)	曙町、南町、中野、羽立、大巻、弥助	
27日(水)	八幡町、笹淵、横町、長内沢、五日市、田尻、片貝、二ツ森、寺崎	
28日(木)	下川端、上川端、朝日町、新館、駒橋、野開、八木橋、畑沢、板戸、水沢、白沢、小坪沢	
1日(金)	東雲町、伊勢町、新丁、裏通町、扇ノ丁、ニタ又間戸石、竹原、味噌内中、味噌内下、宿内、前田野	中央公民館 <small>(木・上川沿・下川沿の一部を含む)</small>
2日(土)	中山、沢山、羽立、金谷、大滝全区、平内、軽井沢全区、曲田、道目木、成章園、軽井沢福祉園、道目木更生園、つくし苑、ケアハウスほうおう	
4日(月)	上代野、下代野全区、東二ツ屋、大明神、新沢、赤沢、黒沢、茂内屋敷、水沢、籠谷、石淵、二ツ屋、蕨ヶ岱、水交苑	
5日(火)	宮袋、大茂内、小茂内、芦田子、塞の神、小雪沢、天下町全区、鳳町	
6日(水)	柄沢、東台全区、長根山、南ヶ丘、雇用促進住宅、たつみ町、緑ヶ丘、南たつみ町、池内	中央公民館 <small>(木・上川沿・下川沿の一部を含む)</small>
7日(木)	桂城、金坂、赤館、部垂町、長倉町、古川町、大下町、鉄砲場、通町、独鉦町(市営水門前住宅を含む)、田町、末広町、弁天町、大正町、新富町、大町全区、寺町、常盤木町、昭和町、東新、新地、東町、仲見世、餌釣、小館花	
8日(金)	桜町、相染町、向町、一心町、谷地町、南町、田代町全区、新町、中町、馬喰町、市営住宅(新町・中町・向町)、旭ヶ丘、泉町、曙町	
11日(月)	清水町、住吉町、清水町住宅、清水南町、根下戸、萩野台全区、片山全区、片山市営住宅、天神町、片山町三丁目、天神緑町、根下戸新町	
12日(火)	御成町一丁目全区、御成町二丁目～五丁目、中道、東成町、中道1区、有浦一丁目～六丁目(観音堂・大田面を含む)、御成町市営住宅、東有浦町(観音堂)	中央公民館 <small>(木・上川沿・下川沿の一部を含む)</small>
13日(水)	愛宕町、川原町、栄町、御坂、神明町、南神明町、中神明町、城西町、豊町、北神明町、小館町、水門町、舟場、美園町	
14日(木)	★まだ、申告がお済みでないかた(全地域)	
15日(金)	★まだ、申告がお済みでないかた(全地域)	

譲渡所得があるかた

取用による譲渡などで、所得額が特別控除額以下になる場合は、所得税や市・県民税が課税にならなくても国民健康保険税の減額判定資料などになりますので、申告をお願いします。

※譲渡所得、山林所得用の申告書は別にありますので、必要なかたはご連絡ください。

医療費控除を申告するかた

医療費の領収書の合計金額を計算してきてください。通院に掛かった交通費は、公共交通機関を利用した場合などは医療費に算入できますが、自家用車で往復した場合や、同乗の際のガソリン代を公共交通機関に換算することはできません。また「医療費のお知らせ」は医療費の領収書に該当しないのでご注意ください。

税務署で申告するかた

税務署で確定申告は不要と言われたかたでも、市・県民税の申告が必要な場合がありますので、次のような場合は税務課にお問い合わせください。
・給与所得者や公的年金収入が400万円以下の年金所得者で、その他の所得が20万円以下のかた
・営業や農業、不動産所得があるが、所得税が課税されないかた など

郵送でも受け付けできます

申告書に自書できるかたは、申告書や収支内訳書の必要事項を記入し、証明書等を添付して郵送することができ、また、同様に税務課窓口にも参し「申告書投函箱」に投函することもできます。このような場合、内容確認のために連絡することがありますので、日中連絡の取れる電話番号を必ず記入してください。

※終盤(特に3月14、15日)は大変混雑します。早めに申告しましょう!